

基準3 教員及び教育支援者等

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点到係る状況)

本校には一般科目担当教員として専任教員 25 人、非常勤講師 20 人の合計 45 人が配置されており、専任教員 25 人すべてが准教授以上である(資料3-1-①-1:P85、資料3-1-①-2:P86)。

教科ごとの人員配置をみると、専任教員が数学6人、英語6人、国語3人、物理3人、社会4人、体育2人、情報1人、非常勤講師が数学2人、英語8人、国語(日本語を含む)3人、物理(生物、化学を含む)3人、体育2人、芸術1人となっている。

このような人員配置は、学習教育目標のうち、主に一般科目が担っている「地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うための、倫理・教養」、「情報技術を活用したプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力」を達成するために必要な授業科目構成に合致させたものである。特に「コミュニケーション能力」を養成するために英語科の専任教員に加え、外国人のネイティブ・スピーカー4人を非常勤講師として配置している。また、本校にはビジネス系の学科であるコミュニケーション情報学科が設置されていることから、人文・社会系科目を担当する専任教員が多く配置されている。

また、理数系科目担当専任教員10人中10人(100%)が博士の学位を、文科系科目担当専任教員15人中5人が博士の学位を、9人が修士の学位を取得しており(文科系科目担当専任教員では合わせて93%が修士以上)、高等専門学校にふさわしい高度な基礎教育が可能となっている。この数値は国立高等専門学校機構の中期計画に記されている「教員の学位取得者の割合」に関する目標(理数系では70%以上が博士、文科系では80%以上が修士以上の取得者)を上回る数字となっている。なお、一般科目担当教員については、各自の専門分野に対応した授業科目をそれぞれ担当している(資料3-1-①-2~4:P87)。

(分析結果とその根拠理由)

高等専門学校設置基準第6条第2項には、「高等専門学校では、入学定員5学級を編制する場合、一般科目を担当する教員の数は22人を下ってはならない。」とあるが、本校では一般科目担当の専任教員数は25人ですべて准教授以上であり、設置基準を満たしている。また、一般科目担当の専任教員及び非常勤講師は、本校の「学習・教育目標」、「卒業時に身につけるべき学力や資質・能力」に沿った教育課程の授業科目構成に合わせて各教科にバランスよく配置され、さらに各自の専門分野に対応した授業をそれぞれ担当している。以上の理由から、本校の一般科目担当教員は適切に配置されている。

観点3-1-②： 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点到係る状況)

(資料3-1-①-1:P85)、(資料3-1-②-1:P92)に示すように、専門科目担当教員とし

て専任教員 49 人、非常勤講師 24 人の合計 73 人が配置されている。学科ごとの人員配置（かつこ内は非常勤講師の人数で外数）は、機械工学科 10 人（4 人）、電気工学科 9 人（5 人）、物質工学科 12 人（6 人）、建設環境工学科 9 人（4 人）、コミュニケーション情報学科 9 人（5 人）となっている。なお、工学系の 4 つの学科（機械工学科、電気工学科、物質工学科、建設環境工学科）では、専任教員 40 人中 14 人が教授、20 人が准教授、1 人が講師、7 人が助教である。なお、物質工学科は 4 年次以降で物質コースと生物コースに分かれるコース制を敷いているため、他の学科に比べて教員の配置数が多くなっている。

さらに、1 人は組織上一般教科に所属し、一般化学を担当することとなっているが、他にも物質工学科の専門科目の授業を担当しているため、専門科目担当教員として扱った。

また、「工学に関する学科以外の学科」であるコミュニケーション情報学科では、専任教員 9 人中 3 人が教授、3 人が准教授、1 人が講師、2 人が助教である。

なお、専任教員 49 人中 42 人（86%）が博士の学位を取得しており、高等専門学校にふさわしい高度な専門教育が可能となっている。この数値は国立高等専門学校機構の中期計画にある「教員の学位取得者の割合」に関する目標（専門学科では 70%以上が博士の取得者）を上回っている。

さらに、専門科目を担当する専任教員は、各々の専門分野に対応した授業科目をそれぞれ担当している（資料 3-1-②-1~2:P92）。また、「卒業時に身につけるべき学力や資質・能力」としてあげている「モノづくりやデザインの実践力」ならびに本校が「養成する人材像」としている「実践的技術者」（工学系学科）、「実践的職業人」（ビジネス系学科）に対応して、企業での実務経験をもつ専任教員が各学科に複数人配置され、さらに工学系学科には技術士の資格をもつ専任教員も 1 人配置されている。

非常勤講師が担当する科目は、非常勤講師の職業（例えば、技術士で、技術士事務所長が「知的財産権」等の科目担当、常磐共同火力（株）（火力発電の企業）勤務者が「電力工学」「電気法規」を担当するなど）、専門性を見て適切なものとなっている（資料 3-1-②-1:P93）。

（分析結果とその根拠理由）

高等専門学校設置基準第 6 条第 3 項及び第 4 項（第 3 項の定めを準用）には、「教員のうち、専門科目を担当する専任者の数は、当該学校に 5 の学科を置くときは、36 人の専任教員（助手を除く）下ってはならない。」と定められているが、本校では、専門科目担当の専任教員数は 49 人ですべて助教以上であり、設置基準を満たしている。また、高等専門学校設置基準第 8 条には、「専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の 2 分の 1 を下ってはならない。」と記されているが、一般科目を担当する専任教員 25 人、専門科目を担当する専任教員 49 人、合計 74 人という人数に対して、本校では専門科目を担当する教授及び准教授の数は 40 人であり、設置基準を満たしている。さらに、専門科目担当教員はそれぞれ各自の専門分野に対応した授業科目を担当するようになっている。また、本校の「学習・教育目標」や「卒業時に身につけるべき学力や資質・能力」、「養成する人材像」に対応して企業での実務経験者を各学科に複数人配置し、学科によっては技術士の資格を有する専任教員も配置している。以上の理由から、本校の専門科目担当教員は適切に配置されている。

観点3-1-③： 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点に係る状況)

本校には、機械・電気システム工学専攻、物質・環境システム工学専攻、ビジネスコミュニケーション学専攻の3専攻が設置されており、工学系とビジネス系とのシナジー教育が実現できるため、大学学部レベルでの技術経営(MOT)教育が可能となっている。修了時に身に付けるべき学力や資質・能力を達成するために設定された授業科目と整合性を持つ専門分野の教員が、博士の学位取得者を中心に配置されている。このような特徴ある実践教育を行うことにより、より高度で専門的な学術を修得するとともに、豊かな教養と人格を備え、広く産業の発展に寄与する人材としての「経営のわかる実践的技術プロフェッショナル」(工学系2専攻)、「技術のわかる実践的ビジネスプロフェッショナル」(ビジネス系専攻)を養成することを本校専攻科課程の目標としている。その達成のために、専攻科担当教員は「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」(資料3-1-③-1:P102)にしたがって選考され配置されている。

専攻科課程の一般科目では、より深い一般基礎知識を教授するために、博士または修士の学位を取得している教員が各自の専門分野に対応した授業科目を担当するように適切に配置されている(資料3-1-③-2:P103、3-1-③-3:P105、前出3-1-②-2:P97)。特に「専攻科修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」として挙げている「国際社会で必要なコミュニケーション能力」や「地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力(技術者倫理)」に対応して、「英語学」や「倫理学」を専門分野とする専任教員をそれぞれ配置している(前出3-1-①-4:P90)。

専攻科の専門科目及び専門関連科目についても、博士の学位を有し且つ研究実績の十分な教員が、各自の専門分野に対応した授業科目を担当するように配置されている(資料3-1-③-2:P103、3-1-③-3:P105、前出3-1-②-2:P97)。また、「専攻科課程修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」としてあげている「モノづくりやシステムデザイン能力を生かした、創造的実践力」や「養成する人材像」としている「経営のわかる実践的技術プロフェッショナル」(工学系2専攻)もしくは「技術のわかる実践的ビジネスプロフェッショナル」(ビジネス系専攻)に対応して、企業での実務経験のある専任教員が複数人配置されており、工学系専攻には技術士の資格をもつ専任教員が1人配置されている。さらに、本校専攻科の特色であるシナジー教育や技術経営(MOT)教育にも配慮して、「生産管理」や「技術経営」を専門とする専任教員も配置されている。

(分析結果とその根拠理由)

本校の専攻科担当教員は「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」に従って選考され、「専攻科修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」に合致するように、各教員は各自の専門分野に対応した授業科目をそれぞれ担当している。また、専攻科担当教員は、十分な研究実績をもつ博士の学位取得者を中心に配置されており、本校専攻科課程の「専攻科修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」、「養成する人材像」に対応して、企業での実務経験者や技術士の資格も有する専任教員も複数人配置するとともに、さらに本校の特色である「シナジー教育」や「技術経営(MOT)教育」に適任の専任教員を配置している。以上の理由から、専攻科の教育の目的に照らして教員の専門分野と担当授業科目を対応させ、専攻科の授業科目担当教員を適切に配置している。

観点3-1-④： 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。

(観点に係る状況)

専任教員の採用は、教員の年齢構成や性別構成を考慮して行っている。本校での専任教員の年齢構成は、20代が2人、30代が25人、40代が17人、50代が27人、60代が3人であり、特定の年齢に著しく偏ってはいない(資料3-1-④-1:P107)。また、本校では、現在6人の女性の専任教員が在籍しており、女性教員の採用にも努めている(資料3-1-④-2:P108)。

なお、教員採用においては、年齢、性別のみならず企業での実務経験、教育経歴や技術士等の資格の取得状況も考慮してバランスよく採用している(資料3-1-④-3:P109)。教員採用は原則として公募制で行っているが、教員採用に関する規定等については、観点3-2-②において詳しく述べる。

本校では「福島工業高等専門学校教育功労者等表彰の実施について」の規定に基づき、教育活動等で功績のあった教職員を表彰する制度があり(資料3-1-④-4:P113)、毎年数名の教職員に対して表彰を実施している(資料3-1-④-5:P114)。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、新たな教員の採用に当たっては、教員組織の活動をより活発化するために、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等を講じている。さらに、教育活動面で特に功績のあった教職員を表彰する制度を設け、毎年表彰を実施している。

観点3-2-①： 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して教員組織の見直し等、適切な取組がなされているか。

(観点に係る状況)

本校の教育活動に関する定期的な評価システムには、教員による自己評価、教員による相互評価、学生による教員の評価の3項目から構成されている「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」に基づく評価と、「福島工業高等専門学校における教員業績評価システム」に基づく評価の2つがある。

「福島工業高等専門学校における教員業績評価システム」は、「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」に基づく評価の3項目に加え、教育、学生指導、研究、地域貢献、管理運営の5つに係る自己採点と教育、学生指導、研究、地域貢献、入学者対策、管理運営、その他の6つに係る自己申告をもとに教員の業績を評価するものである。この結果は、校長戦略経費等の競争的研究費の配分に適用するとともに、「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」に基づく国立高等専門学校機構の教員顕彰制度への推薦にも適用されている(資料3-2-①-1:P115)。

また、業績の評価結果については当人の各項目の評価点が全体のどの位置にあるかレーダーチャート形式により各教員にフィードバックし(資料3-2-①-2:P119)、評価が優秀な教員には、校長戦略経費から教育・研究費を配分し奨励することで業績向上を図っている(資料3-2-①-3:P120)。

本校において、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施する組織として、教育活動全般

について担当する評価改善委員会が設置されている。さらに外部機関である参与会からの意見により改善も図っている。また、主に教員の授業に関する資質と能力の向上を担当するFD委員会の2つが設置されている（資料3-2-①-4～7:P121）。なお、授業評価アンケートを含むFD委員会の種々の活動に関しては、基準9において詳しく述べる。

（分析結果とその根拠理由）

「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」及び「福島工業高等専門学校における教員業績評価システムについて」に基づいて、毎年定期的に教員の教育活動に関する評価を行っている。また、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施する組織として、評価改善委員会とFD委員会の2つが設置されている。以上の理由から、実際に評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされ、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備されている。

観点3-2-②： 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。

（観点到に係る状況）

本校では、教員の採用・昇任については高等専門学校設置基準のほか、教員の採用・昇任に係る選考基準として「福島工業高等専門学校教員選考基準」（資料3-2-②-1:P126）及び「福島工業高等専門学校教員選考内規」（資料3-2-②-2:P128）が定められている。また、専攻科担当教員は「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」（前出資料3-1-③-1:P102）により選考されている。

教員の採用にあたっては、公募制を導入し、教育実績及び業務実績、学位取得状況、教員としての資質等を勘案することとし（資料3-2-②-3～5:P130）、また、昇任にあたっては、教育業績（教育上の能力）、研究業績、校務分掌での経歴及び学位取得状況等の基準を満たすことを条件としている（資料3-2-②-2:P128、資料3-2-②-6:P138）。

専任教員の採用に係る選考の手続きは、「福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について」（資料3-2-②-7:P142）に定められている。教員の採用にあたっては、校長の諮問に応じるために、校長以下、当該学科長等で構成される選考会議を置くこととしている。採用候補者の募集は、特別の理由がない限り公募で行い、応募のあった者について当該学科長が書類審査により複数名の面接選考候補者を選考し、校長に報告する（資料3-2-②-8:P143）。校長は、当該学科長等の同席のもと面接選考候補者に対して面接選考を行う。さらに面接選考候補者は、実際に当該学科の学生を対象として模擬授業を行うことになっている。校長は、書類選考及び面接選考の結果に基づき、選考会議の意見を求め、採用候補者を決定する（資料3-2-②-5:P133）。

また、非常勤講師の採用に関する規則については、「福島工業高等専門学校教員選考基準」（資料3-2-②-1:P126）第4条第2項に定められており、専任講師の基準を準用することとしている。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、教員の採用や昇任に関する規定が明確かつ適切に定められ、規定に則って選考会議にお

いて適切な運用がなされており、高等専門学校の使命、福島高専の学習・教育目標及び各学科の掲げる教育目的に沿った教員組織編成の基本的な方針を反映させることのできるシステムとなっている。

教員の採用・昇任については、高等専門学校設置基準のほかに「福島工業高等専門学校教員選考基準」、「福島工業高等専門学校教員選考内規」が定められており、その運用に関しても「福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について」が定められ、それに基づく選考がなされている。以上の理由から、教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされている。

観点 3-3-①： 学校における教育活動を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

(観点に係る状況)

本校において編成された教育課程を展開するために、学生課教務係、学生課図書係、モノづくり教育研究支援センターが置かれている(資料 3-3-①-1~4:P145)。学生課教務係には係長 1 人、係員 2 人が、学生課図書係には係長 1 人(学生課長と兼務)、非常勤職員 3 人がそれぞれ配置され、図書館運営を主とした業務を行っている(資料 3-3-①-3:P153)。また、モノづくり教育研究支援センターはセンター長(教授と兼務)以下、技術長、第 1 グループにグループ長 1 人と技術職員 4 人、第 2 グループにグループ長 1 人と技術専門職員 1 人及び技術職員 4 人が配置されている(資料 3-3-①-4:P154)。技術職員は、モノづくり教育研究支援センター規則(資料 3-3-①-5:P155)に定める実験、実習、卒業研究等の補助、指導や地域復興支援室規則(資料 3-3-①-6:P157)に定めるゲルマニウム放射線測定器により物質に含まれる放射線の測定を行うなど、有効な教育支援、地域貢献を行っている。なお、モノづくり教育研究支援センターへの実験・実習以外の教育支援の依頼は、正式な依頼申請書(資料 3-3-①-7:P159)を提出して行うこととしている。

(分析結果とその根拠理由)

「福島工業高等専門学校事務部組織及び事務分掌規則」及び「福島工業高等専門学校モノづくり教育研究支援センター規則」により、事務職員及び技術職員の教育支援に関する組織と支援内容が明確に定められており、それに基づいて、実際に教育課程を実施展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、有効な教育支援を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」、「福島工業高等専門学校における教員業績評価システムについて」に基づいた評価結果を、競争的研究費の配分や国立高等専門学校機構の教員顕彰制度への推薦に適用している。
- ・技術職員が、学生の実験、実習、卒業研究等の補助等を行うほか、物質の放射線測定を行うなど、有効な教育支援を行っている。

(改善を要する点)

- ・該当なし

(3) 基準3の自己評価の概要

一般科目担当の専任教員及び専門科目担当の専任教員の数は、いずれも高等専門学校設置基準を満たしている。一般科目担当の教員は、「福島高専の学習・教育目標」等に沿った教育課程の授業科目構成に合わせて、各教科にバランスよく配置されている。また、専門科目担当の教員は、各自の専門分野に対応した科目を担当するようになっているほか、企業での実務経験者や技術士の資格を有する専任教員も配置している。専攻科担当教員は「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」により選考され、十分な研究実績をもつ博士の学位取得者を中心に配置されている。また、本校の特色であるシナジー教育や技術経営教育に適任の専任教員を配置している。

専任教員の採用に当たっては、年齢、性別のみならず企業での実務経験、教育経歴や技術士等の資格の取得状況も考慮している。そして、教育活動等で功績のあった教職員の表彰も行うとともに教員組織の活動の活発化を図っている。

教員の採用・昇任については、高等専門学校設置基準のほか「福島工業高等専門学校教員選考基準」、「福島工業高等専門学校教員選考内規」、「福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について」等に基づいて適切に行っており、採用には公募制を導入している。また、昇任にあたっては、教育業績（教育上の能力）、研究業績、校務分掌での経歴及び学位取得状況等の基準を満たすことを条件としている。

教員評価は「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」、「福島工業高等専門学校における教員業績評価システムについて」に基づいて評価が行われている。これらは、競争的研究費の配分と国立高等専門学校機構の教員顕彰制度への推薦にも適用されている。そして、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施する組織として、点検及び評価改善委員会とFD委員会の2つが設置されている。また、編成された教育課程を展開するために、教育支援者として学生課教務係、学生課図書係、モノづくり教育研究支援センターが設置され、適切な人員が配置され、学生の教育指導に関して有効な教育支援が行われている。